令和　年　月　日

採 用 責 任 者　様

大阪府内大学等就職問題連絡協議会
大阪府商工労働部雇用推進室
厚生労働省大阪労働局職業安定部

大学等卒業予定者の公正な採用選考に向けたお願い

拝啓　時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、大学等卒業予定者の公正な採用選考につきまして、格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、大阪府内大学等就職問題連絡協議会（下記参照：略称「大就連」）、大阪府及び大阪労働局（ハローワーク）では、大学等卒業予定者が差別的な取扱いを受けることなく、本人の適性・能力に基づく公正な採用選考により就職できるよう、連携・協力して企業への啓発等に取り組んでいるところです。
また、府内の大学等におきましては、採用応募・選考時での公正な採用選考に反する問題事象を把握するために、就職活動をしている学生等から「就職差別等についての報告書」の提出を求めており、報告された問題事象は、大就連等において取りまとめるとともに、内容に応じて大就連、大阪府及び大阪労働局が連携し、求人企業に対して個別的な啓発等に取り組んでいるところです。
なお、近年、求人企業が調査会社に依頼して、学生など応募者の匿名の SNS アカウント（通称「裏アカ」）を特定するとともに投稿内容の調査を行っているとの報道がされています。さらに企業からの依頼により、学生の居住地を訪れ、近隣住民に聞き込みを行っている様子も報道されていますが、このような調査に限らず、面接時の質問やエントリーシートなどにより応募者の本籍など社会的差別の原因となるおそれのある事項や思想および信条に関する情報など、職業安定法および同法に基づく指針により収集してはならないと規定されている情報を収集することは、就職差別につながる恐れがあります。
こうした事象をなくすため、貴社におかれましても、これまで実施されてきた採用選考制度及び求職者の個人情報の取り扱いについて、人権尊重の観点から再確認していただき、「公正な採用選考制度の確立」に向け、より一層取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

敬具

【大就連とは】
大阪府内大学等就職問題連絡協議会（略称：大就連）は、大阪府内の国公私立大学、短期大学、高等専門学校７４校が加盟し、これら大学の就職担当部（課）長等をもって構成しています。

＜主な取組み＞
●求人企業や経済団体に対する公正採用に向けた申し入れ
●学生に対する「公正採用選考」に向けた啓発
●学生からの問題事象報告の集約と、関係行政機関との連携による問題解決に向けた取組み、等

＜大阪府ホームページ＞

大就連（大阪府内大学等就職問題連絡協議会）の取り組み
https://www.pref.osaka.lg.jp/o110090/rosei/koseisaiyo/daisyuren.html

【参考】
就職差別につながるおそれがある 14 事項

【大就連　事務局】
大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課　労政・労働福祉グループ
住所：〒540-0031 大阪市中央区北浜東 3-14
エル・おおさか本館 10 階　　電話：06-6210-9518

大阪府内大学等就職問題連絡協議会加盟大学等一覧

令和７年 10 月現在：加盟校数 74 校

◎国公立大学（3 校）

大阪大学	大阪教育大学	大阪公立大学

◎私立大学ー四年制（50 校）

追手門学院大学	大阪医科薬科大学	大阪音楽大学
大阪学院大学	大阪経済大学	大阪経済法科大学
大阪芸術大学	大阪工業大学	大阪国際大学
大阪産業大学	大阪歯科大学	大阪樟蔭女子大学
大阪商業大学	大阪体育大学	大阪電気通信大学
大阪大谷大学	関西大学	関西医科大学
関西外国語大学	関西福祉科学大学	近畿大学
四天王寺大学	摂南大学	相愛大学
帝塚山学院大学	大阪常磐会大学	梅花女子大学
阪南大学	太成学院大学	桃山学院大学
大阪人間科学大学	大阪観光大学	平安女学院大学
関西医療大学	大阪成蹊大学	千里金蘭大学
羽衣国際大学	東大阪大学	大阪女学院大学
大阪青山大学	四條畷学園大学	藍野大学
大阪総合保育大学	大和大学	大阪信愛学院大学
大阪河﨑リハビリテーション大学	大阪物療大学	滋慶医療科学大学
宝塚大学	大阪保健医療大学	

◎短期大学・高等専門学校（２１校）

藍野大学短期大学部	大阪音楽大学短期大学部	大阪学院大学短期大学部
大阪キリスト教短期大学	大阪国際大学短期大学部	大阪城南女子短期大学
大阪女学院短期大学	大阪夕陽丘学園短期大学	大阪成蹊短期大学
大阪千代田短期大学	関西外国語大学短期大学部	関西女子短期大学
近畿大学短期大学部	堺女子短期大学	四條畷学園短期大学
四天王寺大学短期大学部	大阪常磐会大学短期大学部	大阪芸術大学短期大学部
東大阪大学短期大学部	大阪健康福祉短期大学	大阪公立大学工業高等専門学校

【参考】

職業安定法「求職者等の個人情報の取扱い」について

第５条の５　公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、特定募集情報等提供事業者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者(次項において「公共職業安定所等」という。)は、それぞれ、その業務に関し、求職者、労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報(以下この条において「求職者等の個人情報」という。)を収集し、保管し、又は使用するに当たつては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、厚生労働省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

「求職者等の個人情報の取扱いについて」は次のことに注意して下さい。

○**求人企業、職業紹介事業者**などが対象となります。

○個人情報の収集の基本は、

- 業務の目的の範囲内で収集すること。
- ***収集してはならない個人情報は、次のイ～ハです。***

イ　人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、家族の職業・収入、本人の資産などの情報、容姿、スリーサイズなど
ロ　人生観、生活信条、支持政党、購読新聞･雑誌、愛読書など
ハ　労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報など

○個人情報を収集するには、

- その業務の目的の達成に必要な範囲内で、当該目的を明らかにして行うこと。
- 本人から直接収集すること。
- 本人以外から収集する時は、本人の同意を得たうえで収集すること。
- 本人により公開されている個人情報を収集する等の適法かつ公正な手段で収集すること。

○個人情報の保管、使用は、収集目的の範囲に限られます。

○個人情報の管理は、

- 目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新の内容に保つこと。
- 紛失、破壊及び改ざんを防止すること。
- 正当な権限を有しない者からのアクセスを防止すること。
- 必要が無くなれば破棄または削除すること。

○違反したときは、改善命令や罰則（6ヶ月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金）が適用される場合があります。

【「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針」平成11年労働省告示第141号（最終改正：令和6年厚生労働省告示第318号） 第5より一部抜粋】

就職差別を未然に防止し、公正な採用選考を図るためには、法律を遵守するだけでよいというものではありません。

従来から、公正な採用選考について、事業主のみなさまにご理解とご協力を要請してきた趣旨を十分にご認識いただき、今後とも、公正な採用選考システムの確立が図られるよう、さらに積極的な取組みをお願いします。